

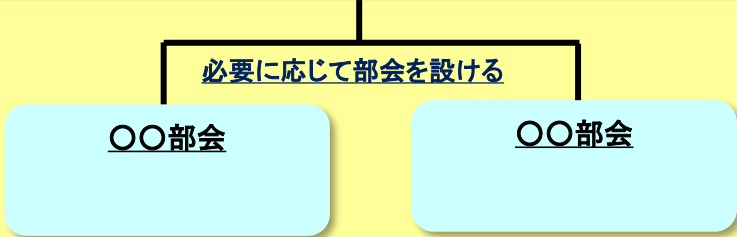
IR・評価機構

- 機構の設置
IR・評価機構は、学長直属の組織として法人に設置する。
(国立大学法人高知大学組織規則第10条に基づくもの)
- 機構の目的
内部質保証システムとして、教職員が一体となった自己点検・評価システムを構築するとともに、法人の教育、研究、人事、財務等に関するデータの収集・分析(以下「インスティテューショナル・リサーチ(IR)」という。)を行い、学内資源の再配分の取組みを支援することなどを通じて、法人の理念と目的の実現に資することを目的とする。
- 構成員
機構長(副理事(評価・IR担当))、副学長のうちから学長が指名するもの数名、副病院長(総務担当)、機構基幹教員、事務局各部長5名、法人企画課長、その他学長が必要と認めた者
○機構長は、学長の指名する副理事とする。

- 業務
○IRに関すること。
○自己点検・評価の企画・立案及び実施に関すること(教員の個人評価に関することを含む。)
○第三者評価への対応及び学内調整並びに取りまとめに関すること。
○中期目標及び中期計画に係る助言及び評価に関すること。
○大学評価に関する専門的事項の調査・研究に関すること。
○その他学長が必要と認めること。

IR・評価機構会議
機構会議は、機構の構成員をもって組織し、機構の業務に関する事項について審議する

IR・評価分析室
IR・評価機構基幹教員：1名
IR・評価室職員：IR・評価室長ほか数名
○IR・評価分析室長はIR・評価機構基幹教員とする。



【事務体制】法人企画課が処理